

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日に、資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月1日から34年2月1日まで
② 昭和34年5月1日から35年2月1日まで

申立期間については、兄の経営するA社に正社員として勤務し、印刷や営業の業務に従事していた。

社会保険庁の記録によれば、私のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和33年9月1日とされているが、大学受験のために同社を退職したのは34年1月末だったと記憶している。

また、大学受験に失敗し、再び申立事業所に勤務していた昭和34年5月1日から35年1月末までの期間についても厚生年金保険加入記録が無い。

給与から控除されていた厚生年金保険料の金額までは記憶に無いが、当時の同僚が在職証明書に署名もしてくれ、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在職証明書（同僚2名が署名）及び別の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が、申立期間当時、同じ印刷業務に従事していたとする同僚3名には、申立期間①及び②の申立事業所に勤務していた期間において、厚生年金保険被保険者期間が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録が確認できる被保険者数は、申立人及び元同僚が記憶する従業員数とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び経理担当者から事情を聴取したところ、両者とも、「従業員はすべて厚生年金保険に加入させており、申立人についても加入させていたと思う。」と供述している上、経理担当者は、「申立期間についても、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」とも供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年4月の社会保険事務所の記録から、申立期間①及び②とも、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し、1か月間本社で研修を受けた後、同年5月1日付けでC都道府県の同社B工場に異動した。厚生年金保険の被保険者資格取得日が、B工場に異動した昭和25年5月1日とされていることに納得できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社取締役人事部長が発行した在職証明書及び雇用保険被保険者記録から、申立人が昭和25年4月1日から同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された「D会名簿」（昭和25年4月1日にA社に入社した者で構成する任意親睦団体に係る名簿）に登載された20名のうち、社会保険庁のオンライン記録により年金記録が確認できる15名（申立人を含む）について、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、ほぼすべての者が入社した昭和25年4月1日に資格取得している状況が確認できることから、当時、A社では、正社員であれば、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、A社では、申立期間当時、各工場に勤務する従業員に係る給与の計算、支払い等は、本社において一括処理していたであろうと回答していることから、新入社員の中で厚生年金保険料を控除する者と控除しない者が混在する状況は考え難い。

さらに、申立人と同期入社である同僚は、「同期入社の方は同条件で入社したと思う。」と述べている上、複数の同僚が、入社時からの厚生年金保険の加入状況に間違いはない旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年5月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和36年4月1日から同年6月22日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を36年4月1日に訂正するとともに、当該期間に係る標準報酬月額を1万6,000円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月1日から同年6月22日まで
② 昭和38年2月20日から同年6月1日まで

昭和36年1月、A社B工場（C工場）に入社した。新たに立ち上げるD工場の設立準備に従事し、操業開始と同時に同工場の責任者に就任したが、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月22日となっている。

また、その後、会社がE社に変わった後も、引き続き勤務していたにもかかわらず、昭和38年2月20日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

両申立期間とも給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているため、厚生年金保険加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人のA社への入社経緯に係る説明が詳細かつ具体的であること及び複数の同僚の供述から、申立人が少なくとも昭和36年4月から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、昭和36年1月から新工場（D工場）設立のための準備作業に従事し、同年4月に新工場が操業を開始したとしているところ、申立人が同じく新工場勤務していたとする同僚には、A社B工場における厚生年金保険被保険者記録（昭和36年4月1日資格取得）が確認できる上、当該同僚から聴取したところ、新工場操業と同時に勤務を開始

したことも確認できることから、新工場の操業と同時に厚生年金保険の加入及び保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和36年4月1日から同年6月22日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 複数の同僚の供述及び雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間②について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社B工場の被保険者名簿等を見ると、昭和38年2月20日にすべての従業員106名の被保険者資格を喪失させた上で、全喪せず同日付けでE社に名称変更した後、同年6月1日に従業員72名について被保険者資格を再取得させていることが確認でき、当該期間当時、厚生年金保険の加入記録がある者はいないこと、及び複数の同僚の供述から判断すると、経営主体の変更に伴い、両事業所が意図的に従業員の資格得喪手続を行った状況が見受けられる。

また、申立事業所は既に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、申立人と同様、A社B工場において昭和38年2月20日に資格喪失している被保険者のうち連絡先を把握することができた42名に対してアンケート調査を実施したが、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる給与明細書等を所持している者はいない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に、同事業所本社における資格喪失日に係る記録を44年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を42年3月は2万円、44年3月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年3月及び44年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月21日から同年4月1日まで
② 昭和44年3月21日から同年4月21日まで

昭和41年4月にA社へ入社して以降、途中で転勤はあったものの、平成14年7月に退職するまで継続して同社で勤務した。

申立期間①及び②についても、いつもと変わらず厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録等及び雇用保険の加入記録により、申立人が昭和41年の入社から平成14年の退社まで同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B工場から同社C営業所へ異動、44年4月21日に同社本社から同社D営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から2万円、申立期間②に係る標準報酬月額については、44年2月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和42年3月及び44年3月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から平成4年5月1日まで

私は、昭和45年ころから販売員としてA社に勤務し、47年6月1日から平成4年5月1日まで厚生年金保険に加入していた。

社会保険庁の記録上の標準報酬月額を確認したところ、毎年5,000円から1万円昇給していたにもかかわらず、昭和55年10月以降、長期間にわたり標準報酬月額の改定が行われていない。

また、平成3年12月は17万2,000円の給与を受けたと記憶しており、申立期間に係る標準報酬月額が、会社から支給されていた給与額より低いと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間中の標準報酬月額は、すべて定時決定されている上、訂正された形跡も認められない。

また、申立期間当時の経理担当者は、「申立事業所が社会保険料を滞納していたこともあって、従業員の標準報酬月額を実際の給与額よりも低く届け出していた時期があった。保険料控除については、社会保険事務所に届け出た報酬に基づいて控除し、実報酬に基づいた保険料控除はしていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が所持している雇用保険受給資格者証に記載された賃金日額から、退職時直近の給与額は月額12万円程度であったことが推認でき、当該金額は、同時期の標準報酬月額(11万8,000円)と大きく相違しない。

加えて、申立事業所は平成8年6月に解散しており、当時の標準報酬月額決定通知書、給与台帳等を確認することができない上、申立期間当時の

給与支給額や、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月12日から59年秋ごろまで

申立期間については、A社(B店)で正社員として勤務しており、野菜の包装業務に従事していた。同社では、1日当たり8時間勤務し、1か月で28日程度は出勤していた。

私は、野菜部に所属していたが、同じ部署にC氏とD氏がおり、魚部にはE氏がいたという記憶がある。

C氏やE氏には、申立事業所における厚生年金保険被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所への照会結果及び複数の同僚の供述から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所が保管する「給与基本表(昭和56年8月度及び57年5月度)」により、i) 昭和56年3月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているC氏及びE氏は、56年8月度及び57年5月度の給与基本表の「ケンポコウホ」欄に社会保険料の自己負担分に係る金額(以下「社会保険料額」という。)が記載されていること、ii) 昭和56年11月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているD氏は、56年8月度には社会保険料額が記載されておらず、57年5月度のみ記載されていることが確認できるが、申立人の「ケンポコウホ」欄には、56年8月度及び57年5月度とも社会保険料額が記載されていない。

また、前記の「給与基本表(昭和56年8月度及び57年5月度)」により、申立人と同じ雇用条件(勤務時間及び時給)で勤務しているパートタイム労働者24名のうち11名にも、社会保険料額が記載されていないことが確認

できることから、申立事業所では、当時、厚生年金保険の加入条件を満たすすべてのパートタイム労働者を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和56年1月11日から同年4月2日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名は無く、欠番も無い。

加えて、複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られないほか、関連資料（給与明細等）も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案286

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和44年2月末日にA事業所を退職した。資格喪失日が昭和44年2月28日になっているのは納得できないので、調査のうえ同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所を昭和44年2月28日に退職したと申し立てているが、A事業所では当時の人事記録等関連資料は既に廃棄しているため、申立期間に申立人が勤務していたことを確認できないところ、当時の事務担当者は「退職日の翌日が資格喪失日であることは認識していた。当時、社会保険関係事務等については労務事務所に委託しており、正しく届出が行われていたはずである。」と供述している。

また、申立人には昭和44年2月28日に勤務した具体的な記憶及び保険料控除に関する記憶は無く、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿にて確認した当時の複数の同僚等に照会したが、申立人のことを記憶している者はいない上、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年から33年まで
② 昭和36年8月12日から同年10月1日まで
③ 昭和46年3月から47年3月まで

申立期間①については、A事業所の定置網業の漁船員として働き、船員保険又は厚生年金に加入していたと思う。

申立期間②については、B都道府県のC氏が所有するD丸に甲板員として乗船していた。船員手帳でも申立期間に雇用されていた旨の記載があるので、船員保険に加入していたはずだ。

申立期間③については、E社で昭和46年3月頃からFトンネルが完成する47年3月頃までダンプカーの運転手として勤務し、厚生年金に加入していたと思う。

申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所に係る申立期間①について、申立人の具体的証言などから、申立期間当時、申立事業所において定置網漁業に従事していたものと推認できる。

しかしながら、船員保険法及び船員法により、30トン未満の漁船で漁具を定置して行う漁業（定置網漁業）に従事する者は、船員保険の被保険者とはならない旨定められているところ、申立人や関係者の証言などから、当時、申立人が申立事業所において、30トンに満たない木造船で定置網漁業に従事していたものと推認できる上、当時、申立事業所は、船員保険の適用事業所（船舶所有者）ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票についても確認したが、申立期間を含む昭和31年3月1日から35年11月1日までの資格取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、

申立事業所は、「船員を厚生年金に加入させることはなかった」と供述している。

さらに、当時、定置網漁業に従事していた同僚3人についても申立事業所での船員保険及び厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、そのうちの一人は、「当時、定置網漁業に従事していた者は、船員保険等には加入していなかった」と証言していることなど、申立人の給与から船員保険又は厚生年金保険料が控除されていた事実をうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

- 2 D丸に係る申立期間②について、申立人の所持する船員手帳の記録から、申立人が同船舶甲板員として、同船舶所有者に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、同船舶所有者は既に死亡しており、当時の関係資料を確認することができない上、申立人がともに乗船したとする同僚等からも、申立人が申立期間にD丸に乗船し、船員保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立期間前後の時期にD丸に乗船していた同僚が所持する船員手帳及び同僚の船員保険の被保険者記録などから、当時、D丸では、船員のすべてを雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、D丸の船員保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和36年1月5日から37年2月10日までの資格取得者の中に、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

- 3 E社に係る申立期間③について、申立人は、申立事業所名を明確に記憶しているが、事業主の名前や事業所の所在地等は記憶しておらず、社会保険庁のオンライン記録等を確認したところ、厚生年金保険の適用事業所として「E社」1社のみ確認できるが、当該事業所の厚生年金保険新規適用年月日は昭和63年12月1日であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、当該事業所は既に解散し、当時の人事記録等関係資料は保管されておらず、当時の役員にも文書照会したが回答が得られない上、申立人は同僚の名前等を記憶していないことから、当時の事情を聴取することもできないことなど、申立人が申立事業所において給与から厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る船員保険料又は厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間の保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。